本案内に同意いただけない場合は、参観をお受けできませんので、ご了承ください。

【大阪出入国在留管理局】参観について

令和６年６月１０日、改正出入国管理及び難民認定法が施行されました。同法第５５条の１５に規定する参観について以下のとおりご案内します。

【参観受付】

大阪出入国在留管理局では、収容場の参観を受け付けています。

参観は原則として四半期に１日以上実施予定です。受付単位は団体（上限１０ 人まで）となります。参観をご希望の方は、２ページ目の「参観申出の流れ」に沿ってお申出ください。

なお、お申出に当たっては、３～４ページ目の「参観プログラム及び留意事項等」を必ずご確認ください。

※ 学術研究のため必要と認める場合については、個人での申出が可能となる場合があります。電話によるお問合せの際にその旨お知らせください。

【受付期間】

随時受け付けています。

※　参観実施日は、お申出の際に、相談の上決定します。

【担当部署】

大阪出入国在留管理局総務課

ＴＥＬ：０５７０－０６４２５９（１１０＃）

本案内に同意いただけない場合は、参観をお受けできませんので、ご了承ください。

参観申出の流れ

（１）電話による問合せ

① ～④をご準備の上、問合せ先までご連絡ください。

① 団体名・代表者氏名

② 参観を希望する日（第３希望までご提示ください。ただし調整の結果、ご希望の日時にお受けできない可能性があります。）

③参観希望人数（上限１０人まで）

④代表者の電話番号及びメールアドレス

問合せ先：大阪出入国在留管理局総務課

℡：０５７０－０６４２５９（所属部署番号：１１０＃）

※ 同一日に希望が集中した場合は初回の参観希望者を優先させていただきます。

（２）参観の申出

電話による問合せの後、当局からご案内する参観申出書及び参観希望者名簿に必要事項を記載の上、メールにて提出いただきます。

（３）結果通知

参観の可否について電話又はメールにてお知らせします。

※ 参観を許可する場合には、当日のご案内（集合日時・場所、持ち物等） についても併せてお知らせします。

（４）参観当日

指定された日時及び集合場所に集合願います。

写真付き身分証明書をお持ちください。

※ 例：運転免許証、マイナンバーカード、在留カード又は旅券（外国人の場合）。

本案内に同意いただけない場合は、参観をお受けできませんので、ご了承ください。

参観プログラム及び留意事項等

参観プログラムについて

参観は以下のとおり実施します。
所要時間はおおむね１時間です。

○参観プログラム
①業務説明及び参観に当たっての留意事項説明等
②収容場参観
※ 当日の収容場の状況によっては、時間及び参観場所の変更、場合によっては動画上映等による参観となる場合がありますのであらかじめご了承願います。

留意事項について

参観日当日に、以下の留意事項を遵守することについて、誓約書を提出していただきます（日付と署名（自署）が必要となります）。
留意事項に違反した場合には、参観を中止の上、庁舎からの退去等を求めることがありますのでご注意ください。

○留意事項
（１） 職員の誘導及び指示に従うこと。
（２） 参観前に写真付き身分証明書による本人確認を受けること。
（３） 参観前に手荷物を預け、金属探知機等による身体検査を受けること。
（４） たばこ、ライターその他の施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある物品を持ち込んではならないこと。
（５） カメラ、ビデオカメラ、録音機、携帯電話その他これらに類する物品を携帯し、又は使用してはならないこと。
（６） 大阪出入国在留管理局長の許可なく、被収容者等と会話し、又は物品を授受してはならないこと。
（７） 大声、騒音、被収容者の心情を害する発言、特異な服装その他の被収容者の処遇の適切な実施又はその安全かつ平穏な共同生活に支障を生じるおそれのある言動等をしてはならないこと。
（８） 参観に際しては、酒気を帯びてはならないこと。
（９） 参観に際して、陳情・要求行為、示威行為等を行ってはならないこと。
（10） 職員の指示及び留意事項に従わない場合は、参観を中止することがあること。

本案内に同意いただけない場合は、参観をお受けできませんので、ご了承ください。

手荷物について

参観前に金属探知機等による身体検査等を実施しますのでご協力をお願いします。また、収容場に入る前には検温、手指消毒を行うとともに、マスクを着用していただきます。

荷物を持って収容場へ入ることはできませんので、あらかじめご了承ください。

※ 手荷物や身体検査等によって持込みが不適当と判断された所持品などは所定の場所にお預けいただくこととなります。